

## 多重債務問題改善プログラムの実施状況について（平成 20 年度）

多重債務問題改善プログラムの内容	実施状況
<p>2. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化</p>	
<p>(2) 地方自治体による取組み</p> <p>② 地方自治体内の連携</p> <p>地方自治体が、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口 に直接連絡して誘導するといった取組みを行うなど、それぞれの地方自治体内において、各部署間の連携を進めるよう要請する。</p> <p>③ 市町村における相談窓口における対応の充実</p> <p>相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて専門機関（弁護士・司法書士、医療機関等）に紹介・誘導するといったプロセスをとることが望ましい。</p> <p>ただし、全ての市町村に一律の対応を求めるのではなく、比較的対応能力が認められる自治体に対して、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する。</p> <p>すなわち、</p> <p>イ 相談窓口が整備されている市町村（多重債務問題に対して、消費生活</p>	<p>&lt;平成 20 年度 of 取組み状況&gt;</p> <p>【多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラス】</p> <p>○ 全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」に続き、平成 20 年 9 月から 12 月末までの期間において「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施。全国各地で多重債務者向けの無料相談会が実施された。</p> <p>また、都道府県に対し、多重債務者相談強化キャンペーンの実施状況についてアンケート調査を行い、結果を金融庁HPにて公表。</p> <p>&lt;多重債務者相談強化キャンペーンに関するアンケート結果の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全都道府県合計の相談件数：6,393 件（平成 19 年度：6,109 件）</li> <li>・全都道府県の無料相談会開催実績：延べ約 600 回（平成 19 年度：約 450 回）</li> </ul> <p>【内閣府、金融庁、総務省】</p> <p>○ 全国の財務局等（財務支局、沖縄総合事務局を含む。）及び地方自治体における多重債務相談の状況を把握するため、財務局等、都道府県、市区町村に対し、平成 20 年度の相談状況に関するアンケート調査を実施し、結果を金融庁HPにて公表。</p>

センター又は消費者問題の相談窓口を常設し、かつ多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いて対応している市町村)

ロ イに該当する市町村以外の、消費生活センターを設置している市、又は、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市においては、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する。

ハ これ以外の市町村においては、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介・誘導を行うよう要請する。

#### ④ 都道府県における取組み

自治体の相談体制・内容の充実にあたっては、国とともに、都道府県に大きな役割が期待される。具体的には、各都道府県に以下を要請する。

- ・ 消費生活センター等の自らの相談窓口において、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を行うこと。
- ・ 十分な相談対応のできない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を担うこと。
- ・ 例えば、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなど、市町村からの照会・相談に応じること。また、必要に応じて財務局など国の機関に照会等を行うこと。
- ・ 市町村が専門機関と円滑な連携ができるように、弁護士・司法書士、関係団体のネットワークの構築等を支援・指導すること。

#### <多重債務相談の状況に関するアンケート結果の概要>

- ・ 全ての都道府県が常設の多重債務者向けの相談窓口を設置済
- ・ 1,618 市区町村（全体の約 90%）で、相談窓口（臨時窓口を含む）を設置済（平成 20 年 3 月時点：1,515（全体の約 85%））
- ・ 財務局等、都道府県、市区町村の平成 20 年度の相談件数  
財務局等： 8,297 件  
都道府県： 49,860 件  
市区町村： 85,955 件  
合計： 144,112 件
- ・ 全都道府県の「多重債務者対策本部（又は協議会）」の開催実績：延べ 89 回
- ・ 各部署間での多重債務問題に関する連携体制の構築状況  
都道府県：47 都道府県で構築済（平成 20 年 3 月時点：40 都道府県）  
市区町村：704 市区町村で構築済（平成 20 年 3 月時点：547 市区町村）
- ・ 全都道府県、全市区町村の相談員の数  
全都道府県合計：817 人（平成 20 年 3 月時点：836 人）  
全市区町村合計：4,314 人（平成 20 年 3 月時点：3,989 人）

#### 【金融庁】

- 多重債務相談に係る重要な最高裁の判決（平成 20 年 6 月 10 日最高裁判決、平成 21 年 1 月 22 日最高裁判決）の概要を各都道府県、市区町村、財務局等に周知し、多重債務相談業務の充実を図った。同時に、金融庁HPにも判決の概要を掲載し、広く公表。

そうした観点から、各都道府県において、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会・司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うこと。

その中で、特に、都道府県が弁護士会・司法書士会に対して、多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士・司法書士のリストアップを求めること。

⑤ 各自治体は、相談窓口について自治体の広報などを通じて、周知に努めるよう要請する。

⑥ また、各自治体は、自治体の相談員等の研修に際して、各地の弁護士会・司法書士会を十分活用するよう要請する。

#### 【金融庁、厚生労働省】

- 国民健康保険の保険料の滞納者に対して納付相談を奨励するとともに、多重債務相談窓口等の庁内相談窓口を周知し、滞納者が相談しやすい環境を整備すること、また、多重債務相談窓口を含む庁内関係部局との連携・情報共有に努めることについて要請を行った。

#### ＜平成 21 年度以降の取組み予定＞

#### 【多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラス】

- 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び法テラスと連携し、今年度も「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施する予定。

#### 【内閣府、金融庁、総務省】

- 財務局等、都道府県、市区町村に対し、平成 21 年度の相談状況に関するアンケート調査を実施。

#### 【金融庁】

- 多重債務者の発見を進めるため、公租公課の徴収窓口と多重債務相談窓口との連携を進めるよう、都道府県等に要請。
- 多重債務問題に取り組んでいける労金等の参加も認めるなど、各都道府県の多重債務者対策本部（協議会）の機能強化を要請。

<p>(3) 国による取組み</p> <p>① 国の機関における相談体制の強化、相談内容の充実</p> <p>財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関（弁護士・司法書士・医療機関等）に紹介・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努める。（金融庁その他関係省庁）</p> <p>② 自治体における取組みのバックアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成する。（金融庁）</li> <li>・国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。（内閣府、金融庁その他関係省庁）</li> <li>・各自治体の相談担当者相互間の情報交流を促す。（金融庁その他関係省庁）</li> </ul>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【内閣府、金融庁、財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 20 年 4 月から、各財務（支）局、沖縄総合事務局において多重債務者向けの相談窓口を設置（相談受付は 4 月 7 日から開始。相談員は合計 43 名）。財務局等の平成 20 年度の相談件数は 8,297 件。</li> </ul> <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民生活センターに直接寄せられた多重債務に関する相談 75 件に対し、「多重債務者相談マニュアル」に基づき、相談内容の充実を図り、必要に応じて他の専門機関（弁護士会等）を紹介。</li> <li>○ 国民生活センター主催の地方公共団体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした研修において多重債務問題を取り上げ（10 回開催）、575 名が参加。</li> <li>○ 国民生活センターに寄せられた多重債務に関する経由相談（各地消費生活センターから国民生活センターに寄せられた相談）192 件に対応。</li> <li>○ 国民生活センターホームページに「多重債務の相談窓口コーナー」を新設し、各機関の相談窓口や自治体が開催する相談会等の情報を掲載。</li> </ul> <p>&lt;多重債務相談に関する相談件数の推移&gt;</p> <p>平成 15 年度 59,132 件、平成 16 年度 56,924 件、平成 17 年度 63,817 件、平成 18 年度 80,033 件、平成 19 年度 89,947 件、平成 20 年度 80,557 件</p> <p>※ 平成 21 年 3 月 31 日までに、都道府県、市区町村の消費生活センター等から PIO-NET へ登録された相談件数</p>
--	---

	<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費生活コンサルタント養成講座において、金融庁職員が講師として貸金業法及び多重債務者対策の講義を実施、平成 20 年度は延べ 109 名が参加。</li> </ul> <p>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</p> <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度も引き続き、必要に応じて他の専門機関等の紹介を実施する。</li> <li>○ 平成 21 年度も引き続き、地方公共団体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした国民生活センター主催の研修において、多重債務問題を取り上げる。</li> <li>○ 平成 21 年度も引き続き、各地消費生活センターから国民生活センターに寄せられる多重債務に関する相談に適切に対応する。</li> <li>○ 平成 21 年度も引き続き、国民生活センターホームページに各機関の相談窓口や自治体が開催する相談会等の情報を掲載する。</li> </ul> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務局等、都道府県、市区町村の相談員に対する研修・情報等の提供の充実や、連携の強化を図るために、多重債務相談に関する研修会等を開催。</li> </ul>
<p>(4) 日本司法支援センター（法テラス）による取組み</p> <p>① 法テラスについては、その存在と業務内容を国民に周知するための広報活動を強化するほか、他機関との連携を強化し、カウンセリング主体に関する情報を集約することにより、適切に他機関の紹介を行える体制</p>	<p>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</p> <p>【法務省、法テラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府広報（テレビ・新聞・WEB）を通じて法テラスの PR を以下のとおり実施。</li> </ul> <p>【テレビ】</p>

<p>を整備する。さらに、職員に対する多重債務問題についての研修を充実させる。(法務省)</p>	<p>①7/3 放送「ご存じですか（日本テレビ系列）」(※放送した週のコール数は前週とほぼ同数)</p> <p>②10/12 放送「ここが聞きたい！ニッポンの明日（フジテレビ系列）」(※放送した週のコール数は前週比 15%増)</p> <p>③10/19 放送「ここが聞きたい！ニッポンの明日（フジテレビ系列）」(※放送した週のコール数は前週比 3%増)</p> <p>[新聞]</p> <p>11/16 全国紙へのタブロイド折込 3,600 万部 (※折込した週のコール数は前週比 11%増)</p> <p>[WEB]</p> <p>1 月 政府広報オンライン「お役立ち記事」(※年末年始を挟むため前月比較は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リーフレット「多重債務問題Q &amp; A」を約 6 万部増刷し、自治体等の関係機関の相談窓口へ配布（平成 20 年 11 月）。</li> <li>○ 各地の地方事務所において、地方自治体主催の多重債務者対策協議会に参加し、法テラスの業務についての説明等を行ったほか、地方自治体や消費生活センター、民生委員等を対象に業務説明会等を開催した（全国 25 地方事務所において計 153 回の説明会を開催）。</li> <li>○ 全国の地方事務所ごとに、法テラス業務を周知するとともに、地域の実情に応じた業務運営を図ることを目的として、管内地域における地方自治体等の関係機関によって構成される地方協議会を開催している。平成 20 年度においては、多重債務問題等をテーマに、全国で 85 回開催した。</li> <li>○ コールセンターのオペレーターや地方事務所窓口担当者を対象とした研修を計 28 回実施するとともに、具体的な事例を素材としたケーススタディ研修用の DVD を刷</li> </ul>
--	---

<p>② また、法テラスの民事法律扶助業務については、その適切な活用を促進するため、周知活動を一層充実させるとともに、体制の整備強化や手続きの迅速化を図り、同業務の利用者が扶助を受けるために長期間待たなければならない状態が生じないよう適切な運用を図る。(法務省)</p>	<p>新した。</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b>  【法務省、法テラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度には、テレビ CM を全国で展開するほか、各種広報活動を引き続き展開する。</li> <li>○ リーフレット「多重債務問題 Q &amp; A」を刷新し、約 22 万部作成。自治体等の関係機関の相談窓口へ配布（平成 21 年 4 月）。</li> <li>○ 平成 20 年度に引き続き、各地方事務所において、多重債務者対策協議会に参加し、法テラスの業務について説明等を行うほか、地方自治体等を対象に業務説明会等を開催する。</li> <li>○ 平成 20 年度に引き続き、全地方事務所において年 1 回以上の地方協議会を実施する。</li> <li>○ 平成 20 年度に引き続き、これまでに蓄積された問い合わせをもとに頻出例の検討、研究などの研修を実施する。</li> </ul> <p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b>  【法務省、法テラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 20 年度は、代理援助と書類作成援助を合計して約 85,000 件の援助を実施した（うち約 75%が多重債務事件）。</li> <li>○ 「多重債務者相談強化キャンペーン」への後援とともに、地方自治体相談窓口担当者を対象とした民事法律扶助利用ガイドを作成し、金融庁を通じて全都道府県へ配</li> </ul>
---	---

	<p>布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年 1 月 24 日（法律扶助の日）の前後 1 週間に、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会と共催で、「多重債務者救済のための全国一斉無料法律相談会」を開催し、全国各地で合計 1,665 件の無料法律相談を実施した。</li> <li>○ 平成 20 年度は、全国で 26 の地方事務所が取り扱う法律相談援助について、迅速に資力要件確認を行うためコールセンターにおける資力要件確認の試行をした。</li> <li>○ ホームページにおける法律相談援助の予約状況案内の試行（一部の地方事務所を対象）結果を踏まえ、平成 20 年 7 月から全国の地方事務所における予約空き状況、予約待ち日数等のホームページへの掲載を開始している。</li> <li>○ 民事法律扶助業務に関する国民のニーズを把握するため、利用者等に対するアンケート調査を実施した。</li> <li>○ 法テラスの事務所がない地域等における司法サービスへのアクセス向上を目的とし、地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所とし、法律相談担当者を巡回させる「巡回相談」を平成 20 年度は全国 42 ヶ所で実施した。</li> </ul> <p>また、法テラスの常勤弁護士を司法過疎地域事務所を含む各地に配置した（平成 20 年度末までに 151 名配置）。</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【法務省、法テラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度は、平成 20 年度を上回る援助件数に対応できる体制整備に努める。</li> <li>○ 平成 21 年度も、「多重債務者相談強化キャンペーン」への参画を検討する。</li> <li>○ 平成 20 年度の実績を踏まえ、コールセンターにおける法律相談援助の資力要件確認の実施について、全地方事務所を対象とすることの要否とその条件整備について</li> </ul>
--	--



	<p>検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 20 年度に引き続き、全国の地方事務所における予約空き状況、予約待ち日数等をホームページで公表する。また、各種書式の掲載など、民事法律扶助に関するホームページ上での情報サービスの充実を図る。</li> <li>○ 平成 20 年度に実施したアンケート調査の結果を分析し、国民のニーズに応じた民事法律扶助業務のあり方について検討する。</li> <li>○ 平成 20 年度に引き続き、「巡回相談」を実施するとともに、各地への常勤弁護士の配置を進める。</li> </ul>
<p>(5) 関係業界による取組み</p> <p>① 関係業界として、借り手の立場に立って適切な役割を果たす観点から、カウンセリング体制を整備し、多重債務者への相談が幅広く行き渡るよう、財団法人日本クレジットカウンセリング協会について、現在全国 3 箇所の拠点を、少なくとも各ブロック単位（全国 11 箇所）での拠点設置に向けて早急に取り組むよう要請する。</p> <p>あわせて、同協会の相談窓口の周知に努める。（金融庁、経済産業省）</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財団法人日本クレジットカウンセリング協会に対し、カウンセリング体制の整備を要請。同協会は、従来の 5 拠点に加え、新たに新潟、静岡の 2 箇所の支部（平成 21 年 3 月）を設置し、今後更なる支部の開設を検討中。</li> <li>○ 同協会では、協会の業務内容の周知と多重債務者対策のノウハウを提供するため、東京都、福岡県、愛知県、宮城県、神奈川県等が開催した延べ 14 回の多重債務者対策協議会等に出席。</li> </ul> <p>&lt;相談実績（平成 20 年度）&gt;</p> <p>協会処理件数：4,234 件 うち、カウンセリング受付件数：1,805 件</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同協会は、相談ニーズの動向を踏まえつつ、平成 21 年度中に 2 箇所の支部が開設</li> </ul>

<p>② また、改正貸金業法を受けて、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を発見した場合に、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導に努めるよう指導監督を行う。(金融庁)</p>	<p>できるよう関係団体に働きかけることとする。また、全 11 支部の整備に向け、平成 22 年度以降における更なる支部の開設を検討。</p> <p>○ 東京都、福岡県、愛知県、宮城県、神奈川県を始めとした都道府県の多重債務者対策協議会等とも連携し、同協会の窓口の周知に努める。</p> <p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○ 日本貸金業協会の「自主規制基本規則」において、協会の加入業者は相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努める旨を規定（19年度より実施）。</p> <p>○ 同協会の「苦情処理及び相談に関する規則」において、協会の加入業者は資金需要者等からの相談の申し出を受けた際に、必要に応じて、協会が指定するカウンセリング団体（日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、消費生活センター）、若しくは、協会の相談センターを案内しなければならない旨を規定（19年度より実施）。</p> <p><b>【20年度における実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会相談センターにおける相談対応件数：42,211件</li> <li>・協会が指定するカウンセリング機関への紹介件数：3,991件</li> </ul> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本クレジットカウンセリング協会：566件</li> <li>②弁護士会・司法書士会：2,122件</li> <li>③日本司法支援センター：1,095件</li> <li>④消費生活センター：208件</li> </ul>
--	--

	<p>○ 協会の加入業者における上記態勢の整備状況については、同協会の監査等による指導監督を実施するとともに、同協会の非加入業者に対しても、法令等に基づき監督当局が同協会の自主規制基本規則等を考慮した監督を実施(19年度より実施)。</p> <p><b>&lt;平成21年度以降の取組み予定&gt;</b>  【金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会】</p> <p>○ 引き続き、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を発見した場合には、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導がなされるよう指導監督を実施。</p>
<p>(6) 弁護士・司法書士等による取組み</p> <p>① 相談者にとって弁護士・司法書士事務所を利用しやすくするよう、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士・司法書士に紹介・誘導することにより、弁護士・司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築が各地域において行われることを、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する。</p> <p>② 弁護士会、司法書士会においては、各弁護士・司法書士の相談サービスの質を確保するよう努めるとともに、弁護士・司法書士が少ない地域には出張相談を実施したり、利用した場合の標準的な費用の公表等を検討するよう要請する。</p>	<p><b>&lt;平成20年度の取組み状況&gt;</b>  【法務省】</p> <p>○ 日本弁護士連合会において、以下のような取組みを実施したものと承知しており、その自主的な取組みを的確に見守ってきている。</p> <p>①シンポジウム「改正貸金業法完全施行へのカウントダウン！！－多重債務対策の成果を確認する－」を開催（平成20年5月24日）</p> <p>②「多重債務相談に関する全国協議会」を開催（平成20年7月16日）</p> <p>③同連合会、政府の多重債務者対策本部及び日本司法書士会連合会の主催、法テラスの後援により「多重債務者相談強化キャンペーン（平成20年9月1日～12月31日）」を実施</p> <p>これを受けて、キャンペーン期間中に各弁護士会と司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を開催</p> <p>④同連合会、各弁護士会及び法テラスの共催で「多重債務救済のための全国一斉無料法律相談会」を実施（平成21年1月24日（法律扶助の日）の前後1週間）</p>

- 日本司法書士会連合会において以下の取組を実施。
  - ①第 70 回日司連定時総会において「貧困問題の改善が多重債務問題の抜本的解決に必要であるとの認識に立ち、貧困問題改善対策を積極的に推進する決議」を採択。
  - ②多重債務者対策本部及び日本弁護士連合会と連携し、日司連及び単位会で「多重債務者相談強化キャンペーン（平成 20 年 9 月 1 日～12 月 31 日）」を実施。
  - ③10 月 1 日「法の日」に全国一斉の無料法律相談会を実施。
- 報酬額について、日司連において以下の取組を実施。
  - ①平成 20 年 1 月に、司法書士の基本的な業務について具体的なケースを想定して依頼を受けたときの報酬額について司法書士会会員を対象にアンケートを実施し、アンケートで集計した基本ケースの報酬額について、平成 20 年 8 月 1 日に日司連のホームページにおいて公表した。

### <平成 21 年度以降の取組み予定>

#### 【法務省】

- 今後、日本弁護士連合会において、以下のような取組みを実施する予定であるものと承知しており、引き続き、同連合会に対して必要な協力をしていく。
  - ・自治体中心の相談体制の確立
  - ・ヤミ金融対策
  - ・セーフティネット貸付等の検討
  - ・多重債務改善プログラムを検証するためのシンポジウムの開催
  - ・多重債務者対策本部、日本司法書士会連合会及び法テラスと連携し、今年度も「多

	<p>重債務者相談強化キャンペーン」を実施する予定</p> <p>○ 今後、日本司法書士会連合会において、以下のような取組みを実施する予定</p> <p>① 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び法テラスと連携し、今年度も「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施する予定。</p> <p>② 10月1日「法の日」に全国一斉の無料法律相談会を実施する予定。</p>
<p>(7) 上記以外の取組み</p> <p>① 相談窓口の存在を多重債務者に周知するため、国や自治体の広報を活用すると同時に、貸金業者の広告や店頭での相談窓口の連絡先の案内など、貸金業の利用者にとって最も身近な局面でも周知されるよう工夫する。(金融庁)</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p><b>【金融庁ほか関係省庁】</b></p> <p>○ 平成 20 年度における多重債務者対策の広報活動として、以下を実施。</p> <p>① 政府広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞突出広告（平成 20 年 12 月：産経、朝日、ブロック 3 紙、読売、毎日に掲載）</li> <li>・政府広報オンライン「お役立ち記事」（平成 20 年 12 月）</li> <li>・政府広報テレビ番組の放送（平成 21 年 4 月） 「ご存じですか～くらしナビ最前線～」</li> <li>・政府広報ラジオ番組の放送（平成 21 年 4 月） 「中山秀征の Beautiful Japan」</li> </ul> <p>② アクセス FSA への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『多重債務問題改善プログラム』のフォローアップ報告と『多重債務者相談強化キャンペーン』について（平成 20 年 7 月）</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について（平成 21 年 4 月）</li> </ul> <p>③ ポスター配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多重債務相談窓口の周知のためのポスター」及び「多重債務者相談強化キャン</li> </ul>

ーンPRポスター」を以下の配布先に計155,000枚配布（平成20年8月）

全国の都道府県・市区町村、財務局等（沖縄総合事務局を含む。）、警察（警視庁及び各道府県警察本部）、公共職業安定所（ハローワーク）、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）、国民生活センター、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、政府系金融機関）、日本貸金業協会、消費者金融各社（大手4社）、パチンコ店、競艇場、全国クレサラ被害者連絡協議会（被害者の会）、鉄道（京成電鉄、近畿日本鉄道）

#### ④財務局等によるリーフレット配布

・全国の財務局等（沖縄総合事務局を含む。）では、各局が独自に相談窓口を周知するためのリーフレットを作成。約88万枚（各局合計）を、全国の地方自治体、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、金融機関、郵便局、公共施設（公民館、図書館、病院等）等に配布。

#### ⑤金融庁ウェブサイトでの情報提供

・改正貸金業法に関する各種情報、リーフレット「安易に借金をしてはいけません」、ヤミ金の手口に関する情報等を掲載しているほか、登録貸金業者情報検索サービスを提供。

#### ⑥都道府県、市区町村等へのポスター・リーフレットの提供

・地域における多重債務相談の取組みを支援する観点から、金融庁が作成したポスター・リーフレットを都道府県、市区町村等に提供。

<p>② 近年、いわゆる学生ローンを利用する大学生が増え、大学生においても多重債務状態に陥る者が増えているとの指摘を踏まえ、各大学に対して、学生やその家族を対象にした学生の借金に関する相談に適切に対応するよう、要請する。(文部科学省)</p> <p>③ 多重債務に陥り、自己破産や債務整理等を行なった者については、再び多重債務に陥らないように、例えば、債務整理等を担当した弁護士や相談員等が、事後的なフォローアップを行うよう、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する。</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b> 【金融庁ほか関係省庁】</p> <p>○ 平成 21 年度においても、ポスター・リーフレットの作成・配布や新聞広告等を実施予定。引き続き、相談窓口を多重債務者に周知するための方法について検討。</p> <p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b> 【文部科学省】</p> <p>○ 学生指導業務に従事する職員等を対象とした関係諸会議(平成 20 年度実績: 23 回)において、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容(各大学・短期大学・高等専門学校に対し、新入生を含めた全ての学生に対する消費者被害防止のための取組の充実を要請)を周知。</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b> 【文部科学省】</p> <p>○ 引き続き関係諸会議において、学生に対する周知を促す。</p>
---	--

<p>3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供</p>	
<p>(2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み</p> <p>① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」(相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>○ グリーンコープ生協ふくおかの「生活再生貸付事業」や宮城県栗原市の「栗原市のぞみローン」など、多重債務者に対するセーフティネット貸付けが拡大。</p> <p>○ グリーンコープ生協ふくおかに加え、グリーンコープ生協くまもと(平成 20 年 4</p>

<p>のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくよう取り組む。（関係省庁）</p> <p>② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。</p> <p>民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。（関係省庁）</p> <p>③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。</p> <p>その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。</p>	<p>月）、グリーンコープ生協おおいた（平成 20 年 8 月）、グリーンコープやまぐち生協（平成 20 年 9 月）において、生活再生貸付事業を開始。</p> <p>○ 東京都において、「多重債務者生活再生事業」が開始（平成 20 年 3 月）。利用しやすい制度とするため、貸し付け条件等を変更（平成 20 年 4 月）。</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○ セーフティネット貸付けの導入を検討する都道府県、市区町村の参考に供する観点から、セーフティネット貸付けの実施状況や、貸付けを行う際に注意すべき点等について取りまとめ、都道府県、市区町村に向け広く情報提供を実施。</p> <p>○ グリーンコープ生協ながさき、グリーンコープ生協さが、グリーンコープ生協ひろしまにおいても、セーフティネット貸付の実施に向けて、検討を開始。</p>
<p>(3) 既存の消費者向けセーフティネット貸付け</p> <p>① 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>○ 生活福祉資金貸付制度について、以下のような取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県あてに生活福祉資金貸付制度の積極的な活用・周知に取り組むよう通知（平成 20 年 11 月 5 日）</li> <li>・都道府県、政令指定都市、中核市の職員が参加する全国厚生労働関係部局長会議（平</li> </ul>



合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿としての活用を促進する。(厚生労働省)

- ② 地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後モニタリングを充実させるとともに、貸付けにあたって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。

このため、生活福祉資金貸付については、例えば家庭訪問等により相談を行なう民生委員に対し、債務整理等に関する知識を周知するための研修を行うとともに、弁護士会等との提携を強化する。(厚生労働省)

- ③ 生活福祉資金貸付けについては、貸付実績が少額である現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的な活用を促す。(厚生労働省)

成 21 年 1 月 23 日開催) 及び社会・援護局関係主管課長会議(平成 21 年 3 月 2 日開催)において、周知徹底及び相談支援の充実を図るための実施体制の整備を依頼・相談等を行う民生委員に対して、全民生委員に配布される「民生委員児童委員必携」において、相談・援助等の民生委員の役割について周知徹底(平成 20 年 6 月)

<生活福祉資金の貸付実績(平成 19 年度)>

貸付件数: 11,191 件 貸付決定金額: 11,844 百万円

- 母子寡婦福祉貸付金制度について、以下のような取組みを実施。
- ・「貸付けを受けようとする者の必要性を特に考慮し、現に生活保護法による保護を受けている母子家庭であって、資金貸付けにより、自立更正する見込みのあるもの、及び生活保護を受けていないが、資金の活用によりこの経済的自立の助成と生活意欲の助長とを期し得るものに対して貸付けを行うことが望ましい」旨を通知済(昭和 39 年 8 月)
  - ・母子自立支援員が母子寡婦福祉貸付金制度に関しての相談・指導にあたり、借金等による経済的困窮に関する相談支援等も行う旨を通知済(平成 15 年 6 月)
  - ・全国家庭福祉施策担当係長会議において、各自治体で、母子寡婦福祉貸付金の貸付けと就業支援策とを一体的に実施するよう要請(平成 21 年 3 月 19 日)

<母子寡婦福祉貸付金の貸付実績(平成 19 年度)>

貸付件数: 49,912 件 貸付決定額: 23,517 百万円

<相談実績(平成 19 年度)>

母子自立支援員が受けた相談の回数: 延べ 988,392 回

	<p>うち、母子寡婦福祉貸付金に係る相談の回数：延べ 421,796 回</p> <p>○ 労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度として、応急的な生活対策資金等を貸し付ける労働者生活資金貸付制度等を実施。</p> <p>&lt;自治体提携社会福祉資金貸付制度の実績（平成 21 年 3 月 31 日現在）&gt;  件数：39,452 件 残高：31,062 百万円</p> <p>※ 住宅資金及び団体向けを除く勤労者向け融資の実績</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○ 市町村社会福祉協議会における相談支援体制の充実を図るための支援を実施（平成 21 年度より）。</p> <p>○ 生活福祉資金貸付制度について以下のように見直しを行う（平成 21 年度より）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本貸付制度がさらに活用しやすくなるよう、原則、連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付を行えるようにするとともに、貸付利子の引き下げを行う。</li> <li>・借受人に対して効果的な支援を実施できるよう、継続的な相談支援とあわせて生活費及び一時的な費用を貸し付ける「総合支援資金」を創設する。</li> </ul>
<p>(4) 生活保護制度・最低賃金制度</p> <p>所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度 of 取組み状況&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○ 自治体に対し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日</p>

<p>に高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。</p> <p>また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、「最低賃金法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出したところであり、同法案の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。(厚生労働省)</p>	<p>厚生省発社第123号厚生事務次官通知)に「保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」と明記するとともに、その旨全国厚生労働関係部局長会議(平成21年1月21日開催)等で周知。</p> <p>債務整理等に関する自立支援プログラムは平成20年12月現在286自治体(全自治体の32.8%)で315プログラム策定済み。</p> <p>○ 平成20年7月1日に「最低賃金法の一部を改正する法律」が施行されたところであり、その改正内容については、リーフレット(約210万部を事業主に配布)等により周知。</p> <p><b>&lt;平成21年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、適正な保護の実施に取り組むよう各自治体に対し、周知するとともに、自立支援プログラムの充実を図っていく予定。</p> <p>○ 現下の雇用・経済状況を踏まえながら、最低賃金法の一部を改正する法律に基づき、最低賃金額の適切な引上げに取り組むとともに、改定された最低賃金額の履行確保を図る。</p>
<p>(5) 事業者向けのセーフティネット貸付け等</p> <p>① 政府系金融機関によるセーフティネット貸付けについては、まず債務整理等をしないと、返せない債務を増やすことにつながりうる。</p> <p>従って、政府系金融機関は、きめ細かく融資申込者の状況を把握し、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。</p>	<p><b>&lt;平成20年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【財務省、経済産業省、日本政策金融公庫国民生活事業、日本政策金融公庫中小企業事業】</p> <p>○ 融資申込者の状況について、引き続き、きめ細かく把握。</p> <p>○ 融資制度について、ホームページやパンフレット、商工団体等を通じ、広く周知。</p>

<p>また、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実に努める。(財務省、経済産業省その他関係省庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客から債務整理等の相談があった場合は、状況をきめ細かく把握し、必要に応じて、弁護士等の専門家相談窓口を紹介。</li> <li>○ 日本商工会議所主催の「早期転換・再挑戦支援窓口事業説明会」や全国商工会連合会主催の「早期転換・再挑戦支援窓口事業担当者連絡会議」に出席し、融資制度を説明。</li> <li>○ 平成 21 年 2 月末の S F C G (旧商工ファンド) の破綻を受け、日本政策金融公庫などの各店舗に「SFCG 関連特別相談窓口」を設置し、SFCG の破たんにより影響を受ける中小企業者の経営に関する相談を受け付けている。必要な場合には、弁護士等専門家への紹介・誘導を図っている。</li> </ul> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【財務省、経済産業省、日本政策金融公庫国民生活事業、日本政策金融公庫中小企業事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資申込者の状況について、引き続き、きめ細かく把握するよう努める。</li> <li>○ 融資制度について、引き続き、ホームページやパンフレット、商工団体等を通じ、広く周知。</li> <li>○ 利用者から多重債務に関する相談があった場合、必要に応じ、各都道府県の窓口等、多重債務問題の専門家を紹介。</li> </ul>
<p>② また、商工ローンの利用者の中には、経営が既に悪化しているにもかかわらず、無理に事業継続を図ったため、高金利による融資に頼らざるを得なくなった者が少なくないとの指摘が見られる。</p> <p>従って、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【財務省、経済産業省、日本政策金融公庫国民生活事業、日本政策金融公庫中小企業事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を拡充 (平成</li> </ul>

生支援協議会(全国 47 箇所)による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるので、その積極的な活用を促す。(財務省、経済産業省その他関係省庁)

20 年 4 月)

- ・企業再建・事業承継支援資金（再生プロセスにある事業者向け）
  - ：一部対象者の貸付利率を「基準利率+0.3%」から「基準利率」へ低減【日本政策金融公庫中小企業事業（旧中小企業金融公庫）】
  - ※H21.4.10 現在の基準利率 2.05%（貸付期間 5 年の場合の標準的な貸付利率）
  - ：一部対象者の貸付利率を「基準利率+0.7%」から「基準利率」へ低減【日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）】
  - ※H21.4.10 現在の基準利率 2.4%（貸付期間 5 年以内）
- ・再挑戦支援資金（一旦失敗した事業者向け）：実績連動金利型貸付（「成功払い型貸付」）の返済期間の長期化（5 年⇒7 年）【日本政策金融公庫】

- 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的に支援

<融資実績>（平成 20 年度）

- ・企業再建・事業承継支援資金（再生プロセスにある事業者向け）

日本政策金融公庫

国民生活事業 貸付件数：69 件

貸付残高：1,765 百万円

中小企業事業 貸付件数：755 件

貸付残高：40,880 百万円

- ・再挑戦支援資金（一旦失敗した事業者向け）

日本政策金融公庫

国民生活事業 貸付件数：954 件

貸付残高：5,350 百万円

中小企業事業 貸付件数：46 件

貸付残高：1,020 百万円

【経済産業省】

- 早期の事業転換や過去に廃業歴のある方の再挑戦を支援するため、全国の地域力連携拠点において、平成 21 年 3 月までに、のべ約 3,000 件の早期転換・再挑戦支援に関する相談を受け付けた。

＜平成 21 年度以降の取組み予定＞

【財務省、経済産業省、日本政策金融公庫国民生活事業、日本政策金融公庫中小企業事業】

- 引き続き、企業再建・事業承継支援資金や再挑戦支援資金などの再チャレンジ等を支援する融資制度の普及に努める。

【経済産業省】

- 平成 21 年度においても、引き続き全国の地域力連携拠点において、再チャレンジをはじめとする事業者からの相談にきめ細かく対応。

#### 4. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

##### (2) 学校教育における取組み

- ① 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む。（文部科学省）
- ② そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討する。（文部科学省）
- ③ さらに、現在改訂作業が進められている高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討する。（文部科学省）
- ④ 学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、担当の全ての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修等を行う。研修については、必要に応じて、自治体や弁護士会・司法書士会等の関係団体の協力を仰ぐ。（文部科学省）
- ⑤ また、教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなされることを期待する。（文部科学省）
- ⑥ 大学においても、大学生協等によりクレジットカードを取得・利用されるようになることから、特に入学時・卒業時においてクレジットカードを含む借金の問題が周知徹底される機会を作るよう、各大学に対して周知・徹底を図るよう要請する。（文部科学省）

##### <平成 20 年度の取組み状況>

###### 【文部科学省】

- 「現代の生産や金融などの仕組みや働き」、「契約の重要性」や「消費者としての基本的な権利と責任」など、金融経済教育に関する内容の充実を図った小中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月公示）について、教員一人一人に学習指導要領の冊子を配布したり、各種説明会等を開催したりして、その趣旨を周知・徹底。
- 平成 21 年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂し、家庭科において、例えば家庭総合において、「消費者の権利と責任」を扱う際に、「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題など」を取り上げることにした。
- 高等学校学習指導要領の改訂を受け、平成 21 年 3 月に学習指導要領の改訂の内容を踏まえた教員養成を行うよう、教職課程を有する大学等に対して通知。
- 学生指導業務に従事する職員等を対象とした関係諸会議（平成 20 年度実績：23 回）において、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容（各大学・短期大学・高等専門学校に対し、新入生を含めた全ての学生に対する消費者被害防止のための取組の充実を要請）を周知。
- 日本 PTA 全国協議会全国大会（6,000 部配布）や全国高等学校 PTA 連合会全国大会（3,000 部配布）、日本 PTA 新聞等において、多重債務問題改善プログラムの趣旨を周知するとともに、学齢期の児童・生徒の発達段階に応じた学習に活用できる資料を紹介し、親子で学ぶ機会等の設置を促進。
- 教育委員会の研究会や PTA の全国会議等において、金融広報中央委員会や他省庁作成の教材を紹介・配布したり、取組を紹介したりして、活用を促進。
- 内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会を開催し、消費者教育に関する取組につ

- ⑦ 学校段階における借金問題の教育については、PTAに対する働きかけなども含め、親子で学ぶなど、教え方の工夫をする。(文部科学省)
- ⑧ こうした取組みを行うにあたっては、金融広報中央委員会等の既存の取組みも踏まえつつ、文部科学省、金融庁、内閣府をはじめとする関係省庁が連携して取組みを進める。
- また、地域ごとに学校教育における取組みを促進するために、専門家の協力を仰ぐとともに、多重債務者対策のために地域の関係者がネットワークを構築する場合に、校長会もネットワークに組み込むよう促す。

いて情報を共有。

【内閣府】

- 各省庁等で作成された消費者教育関連の教材等を集約し容易に利用できる、「消費者教育ポータルサイト」の構築及びコンテンツ(教材)の収集等を実施。

【金融庁】

- 都道府県・市区町村及び高等学校・大学での取組みを支援するため、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット及び多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材について要望部数無償配布。

＜平成21年度以降の取組み予定＞

【文部科学省】

- 引き続き、学習指導要領の趣旨の周知・徹底に努める。
- 高等学校学習指導要領の改訂を受け、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明する解説において、多重債務問題について取り扱うことを検討。
- 高校の家庭科の学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、教科書においても教科書発行者において、学習指導要領の改訂を踏まえた記述がなされるよう、教科書発行者に対し、学習指導要領の趣旨について説明。
- 引き続き関係諸会議において、学生に対する周知を促す。



	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「消費者教育ポータルサイト」の本稼動を実施。</li> </ul> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度も、引き続き、各種団体からの要望に応じてリーフレット、パンフレット、DVD を無償にて配布予定。</li> </ul>
<p>(3) 成人への消費者教育等</p> <p>① 成人への消費者教育については、消費者金融からの借金、クレジットカードによる借金、住宅ローン等も含めた問題について、学校教育同様、弁護士会・司法書士会などの関係団体や、自治体等による主体的な取組みを促す。(金融庁その他関係省庁)</p> <p>② 消費者教育と同様の効果を期待する観点から、貸金業者による広告などにおいて、上限金利の存在や金利、返済額等について周知されるよう促す。(金融庁)</p> <p>③ 金融経済教育においては、小遣い帳や家計簿をつけることが多重債務者の発生防止に有効であり、小遣い帳や家計簿をつける習慣を広めていく関係者の努力を促す。(文部科学省、金融庁その他関係省庁)</p> <p>④ 上記の取組みに加えて、多重債務問題の根本的な解決のため、借金の具体的な問題に加えて、あるべき生活設計や生活信条に関する教育・啓発に取り組むよう努める。(文部科学省、内閣府、金融庁その他関係省庁)</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国生涯学習・社会教育主管部課長会議や社会教育主事講習等の各種会議等を通じ、社会教育関係者に対し、多重債務問題改善プログラムの趣旨を周知するとともに、金融広報中央委員会が作成した家計簿や小遣い帳に関する教材等を紹介し、社会教育施設における消費者教育・金融経済教育への取組を促進。</li> <li>○ 「現代の生産や金融などの仕組みや働き」、「契約の重要性」や「消費者としての基本的な権利と責任」など、金融経済教育に関する内容の充実を図った小中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月公示）について、教員一人一人に学習指導要領の冊子を配布したり、各種説明会等を開催したりして、その趣旨を周知・徹底。</li> </ul> <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「教員・講師のための消費者教育ティーチングガイド」、「よくわかる消費生活」を、全国の消費生活センター、都道府県立図書館、出前講座などの消費者向けの講座を行う団体等に配布。それ以外にも要望があった団体等に無償配布。</li> </ul>

	<p><b>【金融庁】</b></p> <p>○ 都道府県・市区町村及び高等学校・大学での取組みを支援するため、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット及び多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材について要望部数を無償配布。</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p><b>【文部科学省】</b></p> <p>○ 引き続き、学習指導要領の趣旨の周知・徹底に努める。</p> <p><b>【内閣府】</b></p> <p>○ 教材の作成・配布や「消費者教育ポータルサイト」により、引き続き消費者教育・啓発に取り組む。</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○ 平成 21 年度も、引き続き、各種団体からの要望に応じてリーフレット、パンフレット、DVDを無償にて配布予定。</p> <p>○ 金利やクレジット、ローンなど借金問題に関する事柄をわかりやすく記載した社会人向けパンフレット等を作成し、各種講演などに使用するとともに、都道府県・市区町村の要請に応じ提供することで、地域における社会人等への金融経済教育の取組みを支援。</p>
--	--

## 5. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

### (2) 取締りの強化

- ① このため、警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化する。  
(警察庁、金融庁)
- ② 無登録業者だけでなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る。(金融庁)
- ③ 犯罪収益移転防止法においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用する。  
(警察庁その他関係省庁)

### <平成 20 年度の取組み状況>

#### 【警察庁】

- 各都道府県警察において、集中取締本部によるヤミ金融の取締りを強化した結果、平成 20 年中 437 事件（前年比－47 事件）、検挙人員は 860 人（前年比－135 人）と、いずれも前年比ではマイナスとなったが、過去 5 年の平均と比べると事件数、人員共に平均を上回っており、高い水準で推移。
- 全国の都道府県警察の捜査員を警視庁生活経済課に派遣し、ヤミ金融捜査に従事させる長期実務研修を実施（平成 20 年度は 11 県警 11 名）。
- ヤミ金融における犯罪収益移転防止法の活用促進について、各種会議を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、教養資料を作成して活用の徹底を指示。

#### 【金融庁】

- 苦情、相談等で無登録業者に係る情報を入手した場合、警察当局へ情報提供を実施。特に、現に発生している被害を内容とする申し出を受けた場合は、早急に事実確認のうえ警告を実施。

#### <金融庁、財務局、都道府県による警察への情報提供、警告実績>

##### 情報提供件数

・ 20 年度：487 件

(金融庁 329 件、財務局 85 件、都道府県 73 件)

##### 警告件数

・ 20 年度：406 件

(金融庁 99 件、財務局 170 件、都道府県 137 件)

	<p>○ 苦情・検査等により、登録業者における高金利等の違法な貸付け事案を確認した場合は、法令等に則り、厳正に対処するとともに、警察当局への情報提供を実施。</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【警察庁】</p> <p>○ 各都道府県警察における集中取締本部の体制を継続し、引き続き強力な取締りを推進。</p> <p>○ 20 年度に実施した長期実務研修制度の効果を検証。</p> <p>○ 21 年度においても、警視庁生活経済課での長期実務研修を実施（平成 21 年度は 9 道県警 9 名実施。</p> <p>○ 引き続き、犯罪収益移転防止法の活用等、各種会議等を通じて指導。</p> <p>【金融庁】</p> <p>○ 引き続き、警察への情報提供及び適切な警告を実施。</p> <p>○ 引き続き、高金利等の違法な貸付け事案を確認した場合は、法令等に則り、厳正に対処するとともに、警察当局への情報提供を実施。</p>
<p>(3) 被害者への対応等</p> <p>① ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討す</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【警察庁】</p> <p>○ 平成 20 年中の電話警告数は 12,529 件（前年比+1,972 件）、同じく携帯電話契約者確認要求件数は 1,025 件（前年比+819 件）を実施。</p> <p>○ 携帯電話契約者確認要求手続の簡素化及び迅速化を図った。</p> <p>○ 平成 20 年 6 月の法改正の内容のほか、最高裁判決を踏まえた「ヤミ金融事犯相談</p>

る。(警察庁、金融庁)

- ② 警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知する。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む。(警察庁)
- ③ 各地方自治体やその他のカウンセリング主体に対して、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には、本人の意向を確認の上で警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を行うよう要請する。

対応マニュアル(4訂版)」を作成し、各都道府県警察に配布、活用の徹底を指導。

- 各都道府県に設置された多重債務者対策協議会等に参画し、自治体や関係機関・団体との連携、情報交換を強化。

【金融庁】

- 監督当局(金融庁、財務局、都道府県)において無登録業者による貸付け及び取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合、その内容に具体性のあるものについて早急に事実確認及び警告を実施。

(平成20年度中の警告実績:406件(金融庁99件、財務局170件、都道府県137件))

＜平成21年度以降の取組み予定＞

【警察庁】

- 引き続き、電話警告や携帯電話契約者確認要求を積極的に行うよう各種会議等を通じて各都道府県警察を指導。
- 「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル(4訂版)」を基に、各種会議を通じて同マニュアルに基づいた適切な相談対応等について徹底して指導。
- 引き続き、各都道府県に設置された多重債務者対策協議会等において、自治体や関係機関・団体との連携、情報交換を強化。

【金融庁】

	<p>○ 引き続き、無登録業者による貸付け及び取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合には、適切に警告を実施。</p>
--	---

<p>6. 上記以外の取組み</p>	
<p>(1) 信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底する。(金融庁)</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【金融庁】</p> <p>○ 貸金業者の情報管理については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、貸金業者の監督に当たっての評価項目として「顧客情報の管理」を規定（19 年度より実施）。</p> <p>○ 日本貸金業協会の自主規制ルールにおいて、「個人顧客情報の安全管理措置等」の内容を含む社内規則の作成や社内体制整備の必要性について規定（19 年度より実施）。</p> <p>○ 日本貸金業協会の「信用情報機関の指定に関する規則」において、協会が信用情報機関を指定するに当たっての要件を定め、信用情報の目的外利用や漏洩等防止を図るための適正な業務運営体制の整備を信用情報機関（㈱日本信用情報機構（※）、㈱シー・アイ・シー、㈱シーシービー、全国銀行個人信用情報センター）に対して要求（19 年度より実施）。</p> <p>（※）21 年 4 月 1 日付で全情連加盟 33 センターから信用情報事業を承継し、同日付で㈱テラネットから社名変更</p>

	<p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正貸金業法の3条施行以降に指定信用情報機関制度が導入されることに伴い、「事務ガイドライン第三分冊（金融会社関係）」を策定の上、法令や同ガイドラインに基づき、個人の信用情報の適切な管理態勢が構築されている信用情報機関を指定。</li> <li>○ 引き続き、当局及び日本貸金業協会として、借り手保護の観点から、貸金業者の広告が適切になされるよう指導監督を実施するとともに金融庁・財務局における検査・監督体制の充実・強化を図る。</li> </ul>
<p>(2) 貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討する。(金融庁)</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本貸金業協会の自主規制基本規則において、協会加入業者への広告規制として、「TVCMは午前7時から9時、午後5時から10時までは放映禁止とし、放送総量は月100本以内、午後10時から12時は50本以内とし、ギャンブル番組内での放映は不可」であること等を規定。一方、同協会の非加入業者に対しても、財務局は、協会の自主規制基本規則を考慮した社内規則を求めており、四半期毎に出稿した広告等の写しの提出を要求している。</li> <li>○ 金融庁・財務局は、東京都、愛知県、大阪府、福岡県と協力して、夕刊紙・スポーツ紙の貸金業者の広告について、その内容が法令に則ったものとなっているかを調査し、20年7月に調査結果を公表するとともに、不適切と認められる広告を掲載した貸金業者に対して是正指導を実施。</li> <li>○ 日本貸金業協会において、公告審査に係る審査基準を設け、同基準に基づく協会員</li> </ul>

	<p>の公告出稿審査を 20 年 8 月より開始。 (20 年度は、660 件の承認処理を行ったほか、延べ 294 件の改善指導を実施)</p> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b> 【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、当局及び日本貸金業協会として、借り手保護の観点から、貸金業者の公告が適切になされるよう指導監督を実施。</li> </ul>
<p>(3) 改正貸金業法の適正な執行を確保するため、これまで以上に金融庁・財務局における監督・検査体制を充実強化する。また、他の関係部署・関係者との連絡・連携を強化するとともに、人員の適正配置に配慮する。 (金融庁)</p> <p>また、都道府県に対して、検査監督体制の充実強化を図るよう要請する。</p>	<p><b>&lt;平成 20 年度の取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正貸金業法の円滑な施行を確保するため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において「貸金業監督者会議」を規定。各財務局において、財務局と都道府県の担当者間で監督上の着眼点等に関する意見交換を実施。 (平成 20 年度中は、5 月～6 月、10 月～11 月に同会議を開催)</li> </ul> <p><b>&lt;平成 21 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、金融庁・財務局と都道府県の緊密な連携を継続。</li> </ul>

<p><b>7. 各施策の実施時期とフォローアップ</b></p>	
<p>(1) 上記の各施策については、いずれも本対策本部及び各省庁が直ちに取 り組むこととする。</p> <p>(2) ただし、2. (2)③に基づいて、各市町村に相談窓口における対応の 充実を要請する際には、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこ</p>	



<p>の市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。</p> <p>(3) また、本対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて有識者会議を開催する。</p> <p>なお、各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する。</p>	<p><b>【多重債務者対策本部】</b></p> <p>○ 多重債務問題改善プログラムの進捗状況について、効果的にフォローアップを行う観点から、多重債務問題と対応する現場の状況について、関係者からヒアリングを行い、より具体的な状況の把握及び課題の抽出を図ることを目的として、有識者会議を開催（平成20年7月から平成21年6月まで、計7回開催）。</p> <p><b>【内閣府、金融庁、総務省】</b></p> <p>○ 全国の財務局等（財務支局、沖縄総合事務局を含む。）及び地方自治体における多重債務相談の状況を把握するため、財務局等、都道府県、市区町村に対し、平成20年度の相談状況に関するアンケート調査を実施し、結果を金融庁HPにて公表。</p>
---	--